

# 中間取りまとめを踏まえた環境省の取組

## 1. 中間取りまとめ概要

### 基本的考え方

汚染物質の排出規制のような直接規制だけではなく、「市場」に着眼し多くの主体に効率的かつ効果的に働きかけることで、環境負荷を減らせば減らすほどメリットが生じる仕組みづくりや消費者の意識改革が必要。

### 市場のグリーン化の現状と課題

#### 【市場での不十分なスコープ】

- ✓消費者の期待に反して、食品・日用品など環境配慮が進んでいない商品分野が存在。
- ✓環境ビジネスの規模も近年横ばい(H21: 72兆円)。

#### 【消費者への説明不足】

- ✓消費者に環境配慮の情報が認識されていない、又は理解や行動につながっていない。
- ✓商品・サービスの環境情報に満足している消費者は2割強。

#### 【環境配慮に係る基準の分かりにくさ】

- ✓基準がわかりにくく、環境配慮の選択につながらない。
- ✓一部を除き、価格が高いことよりも環境配慮製品を判断・比較できないことが、一番の購入阻害要因。

#### 【供給者の動機不足】

- ✓既に一定程度の環境配慮を進めているものの、グリーン製品が市場の9割を超える分野があるなど、取組を継続させることの意義を感じにくい。

### 施策の強化・充実の方向性

消費者における環境意識の高低に応じた効果的な戦略が必要。

#### 【対象商品・サービスの新規開拓】

- ・市場における環境配慮型商品・サービスの選択の幅・機会を増やす(←半数以上の消費者が期待。)

#### 【先進的な基準の設定】

- ・環境配慮に積極的に取り組む事業者がより「先進性」による差別化をアピールできるよう、多段階の基準等を設定。

#### 【消費者に「届く」情報提供】

- ・消費者に気づきを与え、共感を得られる情報提供により、消費者の環境意識と行動とのギャップを解消。

#### 【施策の連携と相乗効果】

- ・別々に進められてきた施策の連携を図ることで相乗効果。

## 2. 施策展開の例

### 対象商品・サービスの新規開拓

○食品・日用品を中心としたカーボン・オフセット商品、CO2に加え生物多様性等にも貢献するカーボン・オフセットの展開。

・カーボン・オフセット及びオフセットクレジット(J-VER)制度の推進事業 p.1

### 先進的な基準の設定

○グリーン購入法の一部の特定調達品目等について、より高い環境性能に基づく基準の設定。

・特定調達品目の拡充(国等におけるグリーン購入推進経費) p.3

○カーボン・オフセットを深化させた“カーボン・ニュートラル”等先進事例の発掘・支援。

・カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会 p.5

・カーボン・オフセット及びオフセットクレジット(J-VER)制度の推進事業(再掲)

○事業者における先進的な対策(BAT)導入の促進。

・先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減事業 p.7

### 消費者に「届く」情報提供

○消費者が商品を選択する際に環境配慮型製品を選択するように誘導するための施策、購入促進策について、調査。

・消費者における環境配慮型製品購入促進策調査検討事業 p.9

○消費者に近い地域・商店街が一体となった取組の展開。

・地域における市場メカニズムを活用した低炭素化推進事業 p.11

○貢献が見えるカーボン・オフセットの展開。

・カーボン・オフセット及びオフセットクレジット(J-VER)制度の推進事業(再掲)

○企業の環境配慮の取組の促進

・環境情報に関する検討委員会、エコアクション21に関する検討委員会 p.13

### 施策の連携と相乗効果

○カーボン・オフセットと他施策の連携

・特定調達品目の拡充(国等におけるグリーン購入推進経費)(再掲)

カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット(J-VER)制度の推進事業

1,107 百万円(1,402 百万円)

エネルギー特別会計 1,000 百万円 (1,250 百万円)

一般会計 107 百万円 (152 百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の必要性・概要

- 事業者、国民等の幅広い主体による主体的な排出削減を進めることができるカーボン・オフセットの取組は、新聞等の報道がなされているものだけでも国内の事例が1,030件(H23年4月現在)を超えるなど活発化している。
- 取組の更なる活性化を目指し、平成23年4月より「カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会」を開催。国民の認知度向上を図るべく、広報アイテムの作成や基準類の再整備等を行い、取組事業者のインセンティブ向上や全体の活性化を促進していく必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

- 平成24年度は、カーボン・オフセットフォーラム(J-COF)を通じた取組の普及促進を強化し、消費者への理解浸透を図る。また、カーボン・オフセットの認証取得経費の支援を(ただし、クレジットの取得等は対象外)、カーボンオフセットEXPO(マッチングイベント)の開催を通じて行い、カーボン・オフセットの普及・促進を図る。
- また、カーボン・ニュートラル認証制度の運営や試行事業を通じた先進事例の発掘を通じ、信頼性を担保しながら指針・基準を使いやすくするとともに、算定手法や検証手法等の精度向上を図ることで、制度の適切な普及に努める。
- J-VER 制度については、引き続き対象プロジェクト種類の追加や認証プロセスに関する制度利用者への支援に加え、創出されたJ-VERの市場取引促進のため、地方版マッチングイベントや地域協議会の運営を支援することで、全国各地におけるJ-VERを利用したカーボン・オフセットの取組促進ならびに認知度向上につなげていく。

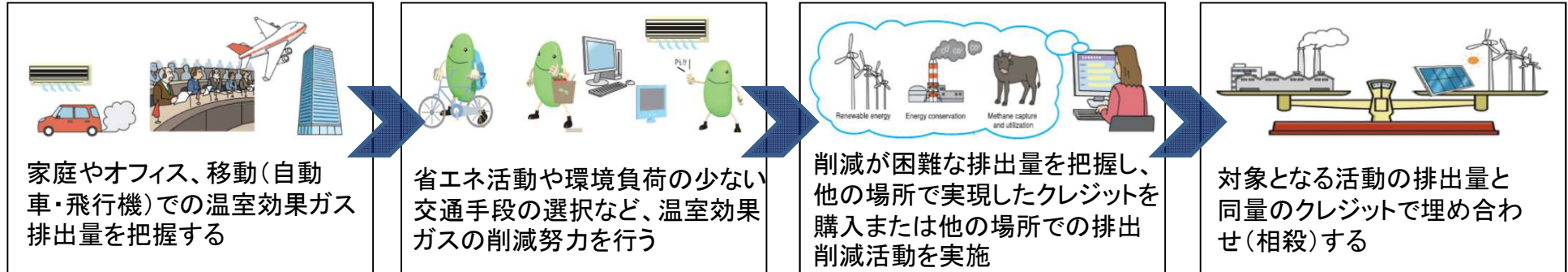
3. 施策の効果

- J-VER を活用した信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を促進することで、国内の中小企業や農林分野の温室効果ガス排出削減・吸収を推進し、京都議定書の目標達成に貢献するとともに、国内投資の促進、雇用創出につなげることで地域活性化に寄与する。

# カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット(J-VER)制度の推進事業

## ＜カーボン・オフセット＞

市民・企業等が、自身の温室効果ガスの排出量を認識し、削減努力を行った上で、どうしても削減できない部分を、他の場所の削減・吸収量(クレジット等)で埋め合わせる



## 事業概要

### 適切なカーボン・オフセットの普及

- ・ カーボン・オフセットに関する相談、認証取得支援
- ・ カーボン・オフセットEXPO(マッチングイベント)などを通じ、環境先進企業と取組事業者や地方自治体等、様々な取組主体との連携を通じた消費者への理解浸透拡大
- ・ 会議イベントオフセット等、重点取組分野での普及促進

- ・ カーボン・ニュートラル認証制度の運営や試行事業を通じた、制度の適切な普及

### 信頼性の高いクレジット(J-VER)の創出

- ・ オフセット・クレジット(J-VER)制度※の運営 (J-VER認証、新規プロジェクト種類の承認等)
- ・ J-VERプロジェクト実施者への支援 (認証プロセス支援、協議会等を通じた地方マッチング支援)

※J-VER制度 [Japan-Verified Emission Reduction]  
国内のプロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量を、オフセットに用いるクレジット(J-VER)として認証する制度。ISOに準拠した形で2008年11月よりスタート。

J-VER制度を活用したカーボン・オフセットの取組促進を通じ、京都議定書や中長期目標の達成に貢献するとともに、中小企業や農林分野を含めた国内投資の促進、雇用促進につなげ、地域活性化に寄与

(継) 特定調達品目の拡充（国等におけるグリーン購入推進経費）

13 百万円（9 百万円）

総合環境政策局環境経済課

## 1. 事業の背景・概要

より環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進し、持続的発展が可能な社会を構築することを目的として平成12年5月に制定、平成13年4月から全面施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という）」において、国等の各機関は「基本方針」（閣議決定）に基づき、毎年度、調達方針を作成し、グリーン購入を推進することが求められている。

基本方針において、国等が特に重点的に調達を推進する物品等として位置付けられている「特定調達品目」については、科学的知見の充実や技術開発の状況などを踏まえて適宜、追加・見直しを行うこととされているが、グリーン購入法では、国等の機関による特定調達品目等の調達量が確保できること等考慮されるべき要件があり、必ずしも環境性能の観点から望ましい先駆的な基準とは言えないものもある。

そこで、より環境に配慮した物品等が選択される市場の形成を目指し、環境配慮に先駆的に取り組む組織等による市場の牽引・イノベーションを促進させる観点から、一部の特定調達品目等について、より高い環境性能に基づく基準（以下「プレミアム基準」という）を設定する基本的な考え方、具体的な基準の設定方法・基準内容等を議論し、市場の更なるグリーン化を促進させる。

## 2. 事業計画(業務内容)

既存の特定調達品目のうち一部の特定調達品目について、或いは、既存の特定調達品目の枠組みを超えた市場の牽引・イノベーションを促進させるために購入すべき環境に配慮した物品等について、プレミアム基準を設定する。同基準の基本的な考え方、具体的な基準の設定方法・基準内容等については、専門的・学術的視野から環境負荷低減効果を評価するべく、学識経験者により構成される検討会を開催し、検討を実施する。また、検討されたプレミアム基準について、環境配慮に先駆的に取り組む組織等の調達方針に反映させ、調達を行う。

## 3. 施策の効果

環境配慮に先駆的に取り組む組織等がプレミアム基準に基づいた調達を行うことによって、その他の組織への波及を促し、より環境性能の高い環境物品等の需要を拡大することにより、市場の更なるグリーン化を促進する。

# 国等におけるグリーン購入推進経費

**グリーン購入法の目的（第1条）** 平成13年4月1日施行

- ・国、独立行政法人等、地方公共団体等による環境物品等の調達の推進
- ・環境物品等に関する情報の提供

➔

- ・環境物品等への需要の転換を促進
- ・環境への不可の少ない持続的発展が可能な社会の構築

**「基本方針」の策定(第6条)**

- ・調達推進の基本的方向
- ・特定調達品目及び判断の基準など

**国等の各機関(第7条) 義務**

- 調達方針を作成・公表
- 調達方針に基づき調達推進
- 調達実績のとりまとめ

**国による情報の整理等(第14条)**

環境物品等に関する情報の提供の状況について、整理、分析、情報提供

**(1) 特定調達品目の拡充**

- 既存品目の基準の見直し
- 新規品目の追加
  - ・広く一般から提案募集
  - ・技術及び需給の動向等
  - ・専門的・学術的視野から環境負荷低減効果を評価
- プレミアム基準の検討**
  - ・より高い環境性能に基づく基準の設定

**(2) 地方公共団体等へのグリーン購入の推進**

- ・取組状況を調査し、実施状況や課題を把握・分析
- ・上記を踏まえ、イラストでポイントをわかりやすく解説した「グリーン購入取組ガイドライン」を拡充
- ・地方における拡大支援
- ・取組事例データベースの運用

**※平成27年目標に向け推進の強化**

**(3) グリーン購入推進効果評価**

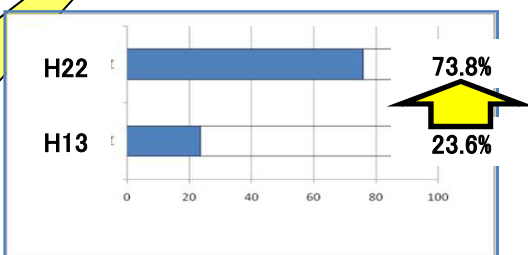
- ・国等の実績の集計、環境負荷低減効果の試算
- ・環境物品等の市場形成効果の試算

**第2次循環型社会形成推進基本計画**  
全地方公共団体で組織的にグリーン購入に取り組む(目標年次:平成27年度)

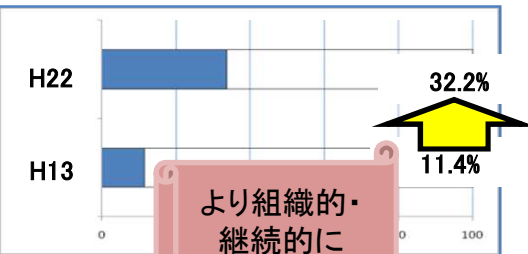
**地方公共団体等(第10条) 努力義務**

- ・調達方針の作成
- ・調達方針に基づき調達推進

**地方公共団体の組織的取組状況**



**地方公共団体の調達方針策定状況**



より組織的・継続的に

**国等の責務(第3条第2項)**  
国は、教育活動、広報活動等を通じて理解を深めるための措置を講ずる

# カーボン・ニュートラルの普及に向けて

## 1. カーボン・オフセットの発展型としての「カーボン・ニュートラル」

- カーボン・オフセットの取組は、着実に広がっている。こうした中、最近の動きとして、カーボン・オフセットを更に進め、企業の事業活動や国民の日常生活などから排出される温室効果ガス排出総量を丸ごとオフセットする「カーボン・ニュートラル」の取組が自主的に始まっており、英国等で基準が策定されるなど、海外では、どのような取組がニュートラルと言えるのかについても議論が行われている。

57

## 2. 「カーボン・ニュートラル」の普及のために

- 我が国においてもカーボン・ニュートラルを掲げて取り組む事例が見られるようになってきており、カーボン・オフセットの取組の深化・削減努力の継続性の確保の観点から、こうした動きを支援していくことが重要。
- このため、事業者等にとって取り組み易く、また、市民から見て分かりやすい、信頼性が確保されたものとなるよう、ルールづくりを含め、この新たな取組を実践する事業者等を後押しをすることとしたい。

# カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会

カーボン・オフセットは、温室効果ガスの削減だけでなく、削減等のプロジェクトが実施される地域において投資や雇用の促進、地域活性化等の効果も期待できることや、海外においてカーボン・ニュートラルなどの新しい動きが見られるようになったことを受け、カーボン・オフセットの取組の活性化方策について検討するため、環境省は「カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会」を開催。

## 検討内容

(第1回を平成23年4月28日に開催。)

### (1) カーボン・オフセットに係る制度の改善

- 排出量の算定、クレジットの取得等、カーボン・オフセットの取組の一連の過程における概念・基準の明確化等による、認証制度の利便性の向上。
- ラベリングの工夫、いわゆる「オフセット商品」に係る基準の標準化等による、消費者への理解の浸透。
- CO2削減効果以外の環境配慮の観点の組み込み等による、カーボン・オフセットの取組の高付加価値化。
- カーボン・オフセットの普及促進母体の活性化や認証を行う主体についての考え方の整理等による、地方公共団体や民間の多様な主体の取組推進。



### (2) カーボン・ニュートラル認証

- 現行の指針、第三者認証基準、関連ガイドラインにカーボン・ニュートラルを位置づける。



(新)先進対策の効率的実施による業務 CO2 排出量大幅削減事業

1,000百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

1. 事業の必要性、概要

- CO2 排出量の増加が著しく（2009 年には 1990 年比 32%増）、増加に歯止めのかからない業務部門における対策が急務。
- なかでも圧倒的な割合を占め、かつ大量の削減余地を有する既存ストックへの対策が重要だが、最大限費用効率性を高めるためには、単に設備導入を行うだけではなく運用改善等により対策の総量削減を担保する仕組みも不可欠。また、既存ストックにおける CO2 削減は、光熱費削減や CSR 的観点からの企業イメージ向上等による資産価値の向上を促すという利点も有する。
- 以上を踏まえ、本事業では既存ストックを対象とし、トン CO2 当たり削減費用を抑制しつつ総量削減を担保する排出枠やリバースオークション等の各種市場メカニズムの最大限活用することで、費用効率的に業務部門における CO2 排出量を大幅に削減することを目的とする。

2. 事業計画（業務内容）

- 事業者は、設備導入と運用改善による削減約束を掲げ、先進的な技術（BAT, Best Available Technology）の中から先進的温室効果ガス排出抑制設備や見える化機器導入に係る補助金（補助率最大 1/3）を申請。
- 削減量当たりの補助額 [円/t-CO2]（補助額/温室効果ガス削減約束量）の小さい、費用効率の良い事業から順番に予算額まで採択（リバースオークション方式）。
- 参加事業者が削減約束量を超過達成した場合には排出枠を交付する一方、達成できない場合には超過排出分の排出枠を購入して目標を遵守することとし、削減総量が担保しつつ、個々のテナントや従業員の削減努力を促す。

3. 施策の効果

- リバースオークションを活用した費用効果的な先進削減対策の導入と 排出枠の付与を活用した運用改善による総量削減。
- 得られた削減に関するデータを活用し、業務部門の削減ポテンシャル把握と費用対効果の高い対策について参加していない事業者に対しても情報提供を実施。

# 先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減事業（10億円）

## 必要性

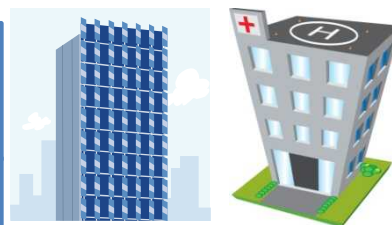
- ① CO2排出増に歯止めのかからない業務部門（90年比32%増）における対策が急務
  - ② 排出量の大部分を占める膨大な数の既存ストックへの対策が最重要
- ③ 対策の費用効率性を高め、かつ総量削減を担保することにより、大量の既存ストックにおいて安く、大量かつ確実にCO2を削減することが必要

## 概要

関係者全員の削減努力を最大限引き出すため、市場メカニズムを活用

### リバースオークションによる費用効率的な先進対策導入

- 事業者は、環境省指定の先進対策BAT（高効率照明、高効率空調、断熱等）を組合せ、削減約束値とともに申請
- 1トンの削減に必要な補助額の小さい順から採択（リバースオークション）し、補助することで、費用効率的な削減対策を実施。



先進対策

運用改善

排出量  
大幅



### 約束の超過削減への排出枠付与による運用改善のインセンティブ

- 見える化機器を活用し、テナントや従業員等が運用改善に努力
- 削減約束量を上回る削減を達成した場合に排出枠を付与することにより、運用改善のインセンティブ強化



### 排出枠取引による総量削減

- 削減が約束量を下回る場合には排出枠購入により目標達成に活用

設備導入と運用改善により、業務部門の既存建築物から費用効率的に大幅な総量削減

## 1. 事業の背景・概要

環境と経済の好循環を図り、また、いわゆるグリーン・イノベーションを創出していくにあたっては、汚染物質の排出規制のような直接規制だけではなく、環境負荷を減らせば減らすほどメリットが生じる経済的手法を含む効果的なポリシーミックスの推進が必要である。とりわけ、「市場」に着眼し、そのグリーン化を図っていくための施策は、多くの主体に効率的かつ効果的に働きかけることができる特長がある。市場のグリーン化を図るための一つの施策として、環境配慮型製品の普及が必要である。国の官公庁等においてはグリーン購入法・グリーン契約法等により環境配慮型製品の利用が進みつつあるものの、消費者に対する環境配慮型製品の普及のための施策は十分ではない。一方、消費者の側でも、商品選択の際に環境配慮性を重視する傾向になく、また、何が環境配慮型製品であるかを十分に把握していない状況にあり、流通業者においても、一部を除き消費者に環境配慮型製品の存在を認識させる状況にない。

そのため、消費者が商品選択を行う場面において、環境配慮型製品を認知し、また積極的に選択し、環境配慮型製品を購入することによって、市場の更なるグリーン化が図られ、環境と経済の好循環を創出できると考えられる。

そこで、消費者が商品を選択する際に環境配慮型製品を選択するように誘導するための施策、購入促進策について、調査検討を行う。

## 2. 事業計画(業務内容)

環境配慮型製品の購入促進策について、国内外の先進的な取組事例（各地域、団体での取組事例、諸外国の動向）を流通業界へのアンケート調査（無店舗販売、有店舗販売）、ヒアリング調査、文献等で収集するとともに、データベース化をしていく。また、収集した事例を踏まえ、購入促進策に関して、製品製造業者・流通業者・学識経験者等による検討会において結果分析を行い、消費者に届く情報提供のあり方（内容、販売方法、媒体等）、環境配慮型製品の拡大等、具体的な購入促進策について検討を行う。

## 3. 施策の効果

実施に当たって、環境保全型製品の販売状況・購入者属性等の情報を収集し、環境配慮型製品の消費者における購入促進策の効果について検証し、更なる普及策について検討を行うことにより、「市場」のメカニズムをより一層環境に配慮したものに組み替える(グリーン化)ことが可能となる。

# 消費者における環境配慮型製品購入促進策調査検討事業推進費

H24年度 概算要求額 20,698千円(0千円)

目的  市場のグリーン化を図るため、流通段階での環境配慮型製品の普及をする。

## 事業内容

H24年度：民生部門での環境負荷軽減を進めるため、消費者が環境配慮型製品を選択する際の選択条件を、国内外の事例を調査し把握する。その事例を基に流通段階での環境配慮型製品の購入促進策を検討する。

### ＜内外事例調査等＞

◆国内外の先進的な取組事例(各地域、団体での取組事例、諸外国の動向)を流通業界へのアンケート調査、ヒアリング調査(無店舗販売、有店舗販売)、文献調査により収集。その集めた事例を基にデータベース化

◆事例を基に消費者に届く情報提供のあり方(内容、販売方法、媒体等)、環境配慮型製品の拡大等、具体的な購入促進策についての検討を行う。

### ＜モデル事業＞

◆ポイント付与などの経済的なインセンティブを与える購入促進方法の実施

◆表彰などの非経済的なインセンティブを与える購入促進方法の実施

◆検討された環境配慮型製品の環境に対する効果の消費者への見せ方(販売方法、陳列方法)の実施

### ＜事業結果検証＞

◆インセンティブの効果検証

◆POSシステムを利用した、購入者の属性の把握

◆環境配慮型製品の売上の変化を見ることによる効果検証

◆環境配慮型購入促進に係る販売ガイドライン等の作成・周知

(新) 地域における市場メカニズムを活用した低炭素化推進事業

1,000百万円 (0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

## 1. 事業の概要

市民を巻き込んだ温暖化対策の充実の必要性や東日本大震災を契機とした電力需給逼迫への対応のため、地域ぐるみで地域の活性化も視野に入れつつ、市場メカニズムを活用した取組を行う先進事例が見られている。これを継続的な取組へつなげつつ全国的に広めていくことが必要である\*。

このため、市場メカニズムを活用し、削減効果に応じて経済的インセンティブを付与する等の温室効果ガス削減等の取組を地域ぐるみで行うものについて、実施体制の構築・効果検証等を支援し、各地に普及できるよう取組手法の確立を図る。

\* 「夏期の電力需給対策について」平成 23 年 5 月電力需給対策本部決定

「当面のエネルギー需給対策～エネルギー構造改革の先行実施～」平成 23 年 7 月エネルギー・環境会議決定

## 2. 事業計画

### (1) 地域ぐるみの取組モデル事業

市場メカニズムを活用して地域ぐるみの排出削減の取組を行う事業について、事業の実施細則の策定、参加事業者等の募集や運営手続、削減効果の確認等に要する費用について支援する。

- ・ モデル事業 600 百万円 (50 百万円 × 12 地域)
- ・ 事務費 50 百万円

### (2) 排出量等管理システム整備

各地域における市場メカニズムを活用した取組に必要な排出量・排出削減量管理システム等の構築を支援するため、必要なインフラを整備する。

- ・ システム構築・運営 350 百万円

## 3. 施策の効果

- 先行事例を基に課題・成果を共有・整理し、他地域でも活用可能な取組手法・評価手法の確立を図ることにより、取組の全国展開を目指す。
  - 費用効率的な取組の実証による地域の参加の促進
  - 課題・成果の共有、制度運営コストの低減
  - 地域を越えた連携のための共通的な基盤の整備
- また、市場メカニズムを活用して効率的に CO2 削減・節電活動等を促すことで、東日本大震災を契機とした電力需給の逼迫への対応を図る。

# 地域における市場メカニズムを活用した低炭素化推進事業

## 背景

市民を巻き込んだ温暖化対策の充実の必要性や東日本大震災を契機とした電力需給逼迫への対応のため、地域ぐるみで地域の活性化も視野に入れつつ、市場メカニズムを活用した取組を行う先進事例がみられている。

このため、これを継続的な取組へつなげつつ、全国的に広めていくことが必要。

## 事業内容

### 地域ぐるみの取組を支援

市場メカニズムを活用した温室効果ガス削減等の取組を地域ぐるみで行うものに対し、実施体制の構築・効果検証等を支援。

## 効果

先行事例を基に課題・成果を共有・整理し、他地域でも活用可能な取組手法・評価手法の確立を図ることにより、取組の全国展開を目指す。

- 費用効率的な取組の実証による地域の参加の促進
- 課題・成果の共有、制度運営コストの低減
- 地域を越えた連携のための共通的な基盤の整備

## ＜地域ぐるみの自主的な取組の例＞



# 事業者の環境情報に関する検討委員会

- ◆ 環境経営及び環境報告の更なる普及を目指し、以下の検討委員会を開催。
- ◆ 事業者単位での環境情報が市場において評価され、環境経営を意欲的に行う事業者が便益を享受する仕組みの構築を目指していく。

## 環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会

### ○検討委員会

(検討事項) 環境報告ガイドライン(2007年版)の改訂  
環境会計ガイドライン(2005年版)の改訂の必要性検討

### ○環境報告ワーキンググループ

(目的) 環境報告ガイドラインの改訂に向けた個々の論点を検討する。

### ○環境に係る財務情報ワーキンググループ

(目的) 金融の視点を加味した環境報告に関する個々の論点を検討する。  
併せて、環境会計ガイドライン改訂の必要性を検討する。

## 環境情報の利用促進に関する検討委員会

### ○検討委員会

(検討事項) 企業の環境経営が市場において普及・促進するための仕組み  
企業による重要な環境課題への対応のための官民連携策等

### ○サステナブルVCMワーキンググループ

(目的) バリューチェーンマネジメント(VCM)を通じて、持続的な環境経営の普及促進  
を図るために必要な官民連携策等について検討。

### ○ICT(情報通信技術)による環境情報の利用促進ワーキンググループ

(目的) ICTを利用した情報基盤による環境情報利用促進策等について検討

# エコアクション21に関する検討委員会

- ◆ エコアクション21の公正かつ適切な運営を図るため、以下の検討委員会を開催。
- ◆ 実施主体の民間団体への変更に対応した体制を整備し、制度の信頼性維持と中小企業等の更なる環境経営の促進を継続して図っていく。

## エコアクション21ガイドライン検討委員会

### ○検討委員会

(検討事項) 「エコアクション21ガイドライン2009年版」のうち、「第2章 エコアクション21の認証・登録制度の概要」について



平成23年6月に改訂

## エコアクション21の運営に関する検討委員会

### ○検討委員会

(検討事項) ○中央事務局の運営に関する事項

- ・エコアクション21ガイドラインへの順守状況の全般的確認
- ・各事業年度の事業実施状況の報告の聴取と必要な助言
- ・新たに制度を開始する際における要件等の適合性の確認
- ・その他、中央事務局に関して検討すべき事項

○エコアクション21の制度運営に関する事項

- ・ガイドライン及び業種別ガイドラインの改訂等の検討
- ・エコアクション21の名称・ロゴマークの使用に関する検討
- ・その他、本制度運営に関して検討すべき事項